

導入の背景

近年、技術の進歩による急激なグローバル化・情報化などにより、社会は大きく変わり、学校や家庭、地域が抱える課題も複雑・困難化している。子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠となっている。

1 コミュニティ・スクールについて

(1) コミュニティ・スクールとは

・「学校運営協議会」を設置している学校のこと。

学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支「地域とともにある学校づくり」を進める法律（※地教行法第47条の5）に基づいた仕組み。

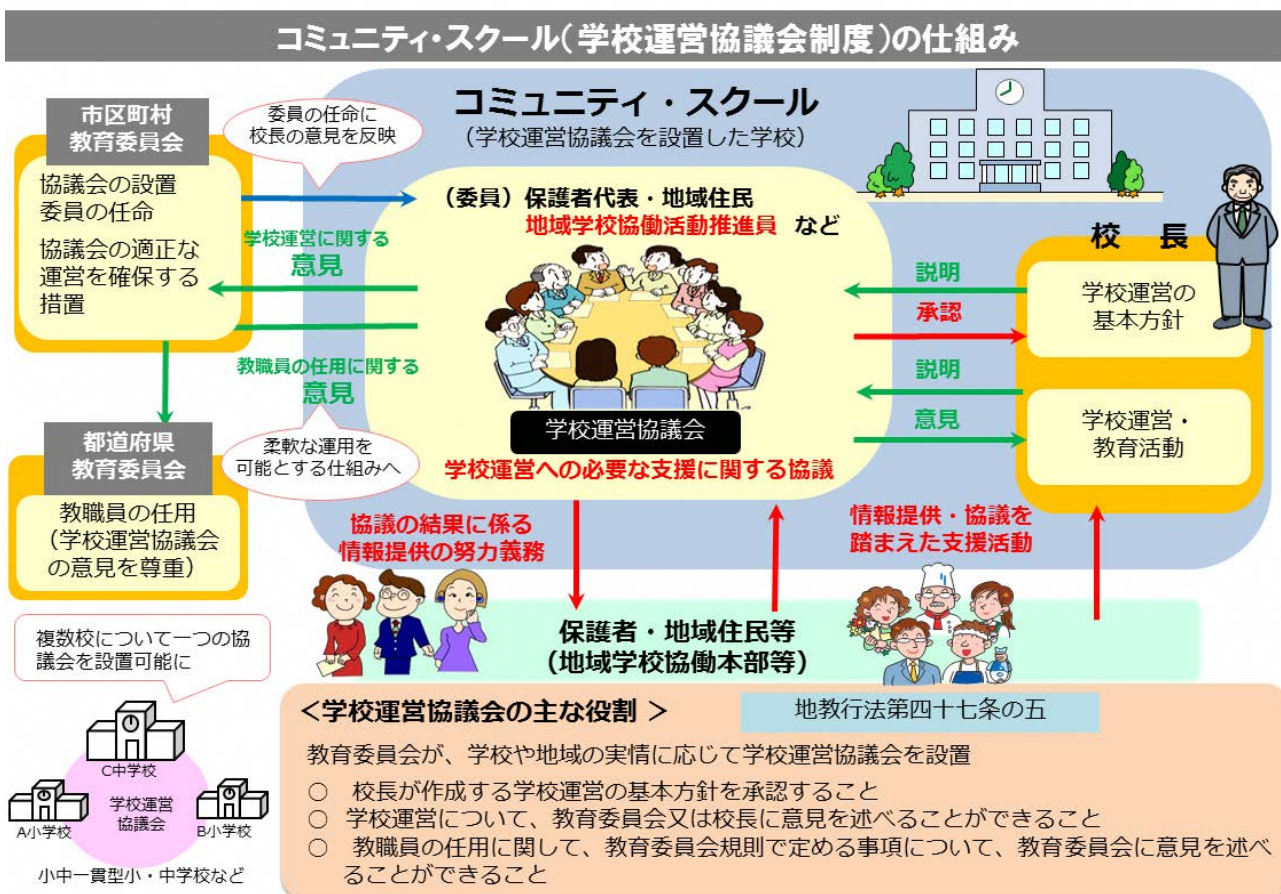
※地方教育行政法改正の経緯（法第47条の5）

平成16年 各教育委員会の判断により、地域住民等が一定の権限をもって学校の運営に参画する合議制の機関を目指す。 ⇒ 学校と地域で協働した学校づくり

教育委員会は、…学校運営協議会を置くことができる。

平成29年 教育委員会は、…学校運営協議会を置くように努めなければならない。（努力義務に）

【コミュニティ・スクールのイメージ図(文部科学省HPより)】



(2) 学校運営協議会とは（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5）

・学校と地域が「どんな子どもを育てたいのか」というビジョンを共有し、保護者・地域の皆さんの声を学校運営に生かし、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組み。

※学校運営協議会の活動や委員などについては、「学校運営協議会規則」（教育委員会）により規定

※現在の学校評議員制度を合議制の組織に発展させて学校運営協議会に移行する。

	学校評議員	学校運営協議会（合議制）
法令	学校教育法施行規則第 49 条 常陸太田市学校管理規則第 20 条の 2	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5
主な内容	校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べる ことができる。	校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。 学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べるこ とができる。
資格	当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及 び識見を有する者	地域の住民・保護者その他教育委員会が必要と認める者
任命・委嘱	校長の推薦により、教育委員会が委嘱	校長の推薦により、教育委員会が任命 ※身分は、非常勤特別職の地方公務員

(3) 学校運営協議会の主な役割・機能

①校長が作成する学校運営の基本方針の承認（必須）

②学校運営に必要な支援等に関する意見の申し出

・学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べる
ことができる

・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるこ
とができる

③学校運営等に関する評価（※学校評議員会の機能）

④住民の参画の促進等のための情報提供

(4) 学校運営協議会委員について

①対象学校の所在する地域の住民

②対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

③社会教育法第 9 条の 7 第 1 項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資す
る活動を行う者（※想定される対象者…地域コーディネーター／統括コーディネーターやその経験者、PTA 関係者・経験者、退職教職
員、自治会・青年会等関係者、公民館等社会教育施設関係者…等）

④その他当該教育委員会が必要と認める者